

もうすぐ年末 新型コロナ対策 5つのポイント



年末年始を控え、人と接触する機会が増えることから、さらなる感染拡大が予想されます。「対策」と「備え」のポイントを、5つ紹介します。また、▷手洗い▷うがい▷マスクの着用▷換気——など新型コロナウイルスの基本的な感染予防対策は、同時流行が懸念されるインフルエンザ対策にも有効です。

新型コロナウイルス感染症「対策」と「備え」のポイント

1 ワクチン接種をしよう

年末年始の社会経済活動が安心して行えるよう、ワクチン接種を活用しましょう。



2 検査キット&解熱鎮痛薬を常備

年末年始は、大半の医療機関が休診に。各家庭で抗原定性検査キット(※1)や解熱鎮痛薬を準備しておきましょう。

3 会食時の感染予防対策を

会食をする場合は、▷短時間で▷深酒をせず▷大声を出さず▷会話の時はマスク着用——の実践をお願いします。

4 寒い時期も換気しよう

窓や扉を少し開けたり、空気洗浄機と加湿器を活用したりして温度と湿度を維持しつつ、定期的に換気をしましょう。

5 医療機関の相談・受診は、できるだけ平日の日中に

医療機関の負担を軽減するため、ご協力をお願いします。64歳以下で重症化リスクの低い人は、「岩手検査キット送付センター」の利用も検討ください。

■岩手検査キット送付センター

利用は申請フォームから自宅などに検査キットが届きます。



※対象外▷県外の人▷65歳以上の人▷基礎疾患がある人▷妊娠中の人

(※1)抗原定性検査キット…取扱い薬局、薬店で薬剤師に相談し、「体外診断用医薬品」を購入しましょう。「研究用」は国が承認したものではなく、性能などが確認されていません。

★岩手県の相談窓口

12/14(水)まで…受診・相談センター(☎019-651-3175)
12/15(木)から…いわて健康フォローアップセンター(☎0570-089-005)

市内申請率
52.3%
11月13日時点

これからは手放せない マイナンバーカード

健康保険証としても使うことができるマイナンバーカード。
2万円分のマイナポイントもらうには12月中にカードの申請手続きをする必要があります。
市が開設している申請サポート窓口なども活用し、カードを作りましょう。



カードを取得していない人に 知ってほしい3つの要点

- 1 カード未取得者(※)には、今月上旬を目途に国から「QRコード付き交付申請書」が届く(※75歳以上除く)▷スマホでの手続きが簡単でおすすめ(詳細は広報8月号4頁)
- 2 2万円分のマイナポイントもらうなら、12月中にカードの申請手続きを!
▷ポイントの手続きはカード受取後、来年2月末までに!
- 3 出張申請サポート窓口を開設!
カードの申請をお手伝いします(持ち物は☎参照)
▷事業所への出張も可能です。詳しくは相談ください。

日程	会場	開設時間
12月	19日(月)	上郷地区センター 13時半~15時半
	20日(火)	小友地区センター 9時半~11時半
		ふるさと交流館(鱒沢) 13時半~15時半
	21日(水)	附馬牛地区センター 9時半~11時半
		土淵地区センター 13時半~15時半
	22日(木)	中斉生活改善センター(達首部) 9時半~11時半
綾織地区センター 13時半~15時半		
23日(金)	青笹地区センター 9時半~11時半	

★新型コロナワクチン接種会場でも申請を受け付けます

12月	10日(土)	みやもりホール 9時~17時 ※予約不要
	11日(日)	
	18日(日)	市総合福祉センター

★休日の窓口開設(予約不要)

12/25 sun. 9時~16時、カード&ポイント申請できます
市役所とびあ庁舎(大会議室)へ

【市の窓口編】 カード作りの流れ

01 持ち物は2点

- ★用意する持ち物
- ①QR付き申請書
- ②身分証明書
※「運転免許証」以外の場合、2種類必要です(健康保険証と年金手帳など)

02 窓口で手続き

- 書類を持って窓口へ。職員と一緒に申請手続きをします。
- ★申請時にすること
- ①受取方法の選択
- ②暗証番号の設定
- ③顔写真の撮影

03 約2カ月で カード完成!

- カードの受取方法は2つ。①郵送で受け取る場合は自宅に。
- ②窓口の場合は、市役所とびあ庁舎(宮守町の人は宮守総合支所)です。



★市マイナンバーカード総合窓口(とびあ庁舎内、平日9時~17時開設中)
毎週木曜日は、総合窓口と宮守総合支所窓口を19時まで開設中 ※宮守総合支所のみ前日までに要予約



市・県民税の申告準備を

来年2月から、「市・県民税(国民健康保険税)」の申告相談受付を行います。事業所得(営業・農業)や不動産所得の申告を行う人は、「収支内訳書」を作成し提出する必要があります。準備ができていない場合、作成後の受け付けとなるため、順番が後回しになる場合があります。スムーズに申告するために、今のうちから準備を進めましょう。

■問い合わせ 市税務課(☎62-2111内線132)

営業・農業・不動産所得、申告準備のポイント

ポイント1

帳簿を基に「収支内訳書」を作成

伝票・領収書などの証拠書類に基づいた帳簿から「収支内訳書」を作成してください。農業申告で、農作物と免税牛の両方を申告する場合、収支内訳書もそれぞれ作成する必要があります。収支内訳書は市ホームページまたは税務課窓口などで入手可能。

ポイント2

帳簿の備え付けと保存は申告者の義務

事業所得などの申告が必要な人は、収入金額や必要経費の取引状況をまとめた帳簿の備え付けと一定期間保存することが義務付けられています。帳簿は任意の様式で作成しても構いません。市販のノートなどでまとめても大丈夫です。

ポイント3

相談会場へ持参する資料を準備

申告相談会場に持参する下記①～③の資料を今のうちから準備しておきましょう。古封筒などで項目ごとに整理・仕分けすると便利です。

- ①帳簿
- ②証拠書類(伝票・領収書など)
- ③作成した収支内訳書

確定申告はe-Taxとマイナポータルが便利

インターネットを利用した「e-Tax」とスマートフォンを利用したマイナポータルでの申告も便利です。詳しくは、各ホームページ(QR)で確認ください。

e-Taxのメリット

■一部添付書類の提出が省略できる

生命保険料控除の証明書やマイナンバーに関する本人書類など、一部添付書類の提出・提示を省略できます。

■期間中はいつでもどこでも申告できる

確定申告期間中は、24時間いつでも申告可能。場所も問わず、家からでも申告できます。

■還付が早い

所得税の還付がある場合、相談会場での申告よりも1～2週間ほど早く受け取れます。



マイナポータルのメリット

■一度利用すれば、証明書などのデータを一括取得して自動入力できる

令和5年1月以降、マイナポータル連携で自動入力できるものは次のとおり。利用は事前設定が必要です。

- ▶1年間分の医療費
- ▶公的年金などの源泉徴収票
- ▶国民年金保険料
- ▶生命保険、地震保険
- ▶住宅ローン控除関係 など



除雪にご理解ご協力をお願いします

除雪は、▷交通量の多い路線▷バス路線▷通勤・通学路——を優先し行います。限られた時間と機材で広範囲を作業しなければならないため、道路両脇に雪を寄せる作業となります。また、幅員4m未満の道路と主要な幹線以外の狭い道路の除雪ができません。皆さまのご理解ご協力をお願いします。

■お願い

- 早瀬橋東側の早瀬川右岸の雪捨て場を利用する場合は、金属などの固形物が混じらないよう注意してください。
- 除雪車には絶対に近づかないでください。
- 水路に雪を投げ入れないでください。水があふれる場合があります。危険です。

- 除雪作業の支障となるためご協力をお願いします。▷路上駐車をしない▷道路・歩道に設置した鉄板・ブロックを片付ける
- 除雪車走行の支障となる場合、枝などを伐採します。ご理解をお願いします。

■問い合わせ 【市道】市建設課(☎62-2111)、宮守総合支所(☎67-2111) 【国道・県道】遠野土木センター(☎62-9938)

水道の凍結対策を



■水道管凍結の対策

水道管は氷点下2度以下で凍結や破損の可能性が高くなります。市販の保温材や電気式凍結防止帯などを使った凍結対策もおすすです。

■夜間や自宅を不在にする時は水抜きをしましょう

水抜き栓で水を抜き、凍結を防ぎましょう。長期間不在にする時は、市に「中止届」を提出し、利用を停止しましょう。中止と開始の手続きは電話でできます。

■冬期間の検針について

1～3月は積雪やメーター保護のため、宮守町を除き検針しません。この間の水道料金は、過去の平均使用水量から算出。4月の請求時に過不足分を精算します。

■問い合わせ 市上下水道課(☎62-2111内線575)

住民税非課税世帯など対象 冬のあったか応援事業助成金

市は暖房費の負担増が見込まれる冬の家計支援として、低所得世帯に「冬のあったか応援事業助成金(1万円)」を支給します。この助成金は、住民税非課税世帯などを対象にした「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支給付金(5万円)」に上乗せして支給します。

■支給額 ※計6万円の受給手続きは同時にできます

価格高騰緊急^(※) 5万円+ 冬のあったか 1万円
 支援給付金 応援事業助成金

(※)詳細は広報11月号18頁掲載

■給付金と助成金の対象世帯・受給手続き

①住民税非課税世帯	②家計急変世帯
本年9月30日時点で市内に住所があり、「世帯全員の令和4年度住民税(市県民税)均等割が非課税」など	本年1～12月に家計が急変し、世帯員それぞれの収入が住民税非課税と同水準になった世帯

▷対象世帯① 世帯主あてに「確認書」または「申請書」を送付しています。記入し返送してください。

▷対象世帯② 市福祉課に相談してください。

■支給日 12月8日(木)以降

※市に手続き書類が提出され、対象に該当することが確認できた世帯から順次送金します。

■問い合わせ 市福祉課(☎68-3191、68-3192、68-3193)